

愛川町監査委員公表第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和4年2月4日

愛川町監査委員 小林 晴 男

愛川町監査委員 佐藤 り え

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項による監査）

2 監査の実施期間

令和4年1月28日から2月2日まで

3 監査の対象及び方法

教育委員会教育総務課、指導室、教育開発センター、生涯学習課、スポーツ・文化振興課所管の令和3年度予算の執行等財務に関する事務並びに分掌事務、職員の配置状況、重点事業計画とその進捗状況及び実績、負担金、補助金、交付金、使用料等、公金の取り扱い、公有財産の増減、行政財産の目的外使用等の執行等（令和3年4月1日から令和3年12月31日まで）について、抽出により審査し、併せて現地調査を実施した。

4 監査の手続き

愛川町監査基準（令和2年監査告示第1号）及び令和3年度監査等年間計画等による

5 監査の結果

教育委員会教育総務課、指導室、教育開発センター、生涯学習課、スポーツ・文化振興課

おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、事務執行上留意すべき事項は、文書及び口頭により指導した。

6 意見

(1) 魅力ある学校づくり推進事業について(指導室、教育開発センター)

町教育委員会では、地域ぐるみで子どもたちを育てる「コミュニティ・スクール」を中心として各学校区を基本に地域社会に開かれた学校づくりに積極的に取り組んでいるとのこと。

過去には地域の行政区・自治会の主催する夏祭りや子ども神輿などの各種行事への参加など、子どもたちが、大人たちの活動に参加し、様々な体験を通じて「生きる力」を育んできたとのことでした。

コロナ禍にあって、自治会主催行事の多くが中止されている状況にはありますが、こうした取り組みは、子どもたちの情操教育に有効に作用す

るだけでなく、地域自治会活動の活性化といった相乗効果、更には、区内の大人たちと子どもたちの顔の見える関係性の構築も期待され、町を目指す「多世代の支え合いによる持続可能な地域」づくりや、「地域コミュニティに根ざした安全・安心のまちづくり」に寄与することが期待されます。

今後も引き続き、情勢の許す限り、地域社会に開かれた学校づくりに積極的に取り組まれますよう要望いたします。

(2) 小中学校国際教育推進事業について(指導室、教育開発センター)

本町の外国人人口比率は全国的にも高いことから、日本語指導を必要とする外国人の児童、生徒へ、日本語指導協力者や英語指導助手を派遣するなど、日本人の児童、生徒たちと同等の知識習得を図ることができるよう学校教育現場の学習環境の整備と併せ、その保護者に対しても日本の教育制度について理解することができるよう必要な対応を講じているとのことでした。

お互いに育った文化、環境には相違があり、相互理解、共通認識を持つに至るには、困難性を伴うものと考えますが、こうした取り組みは、本町に居住する外国人の児童、生徒たちの将来の夢や希望を叶える進路の選択には必須であると認識しておりますことから、引き続き、着実かつ、粘り強い御対応を要望します。

(3) 学校保健事業について(教育総務課)

町教育委員会では、学校保健安全法に基づいて、児童、生徒の尿検査や心臓病検査のほか、教職員の健康診断等を実施され、児童、生徒等の疾病予防、健康保持増進を図っているとのことでした。

このため、「小学校費」、「学校保健事業費」では「教職員ストレスチェック(予算額:95,000円)」や「教職員等健康診断委託(予算額:762,000円)」を、「中学校費」、「学校保健事業費」では「教職員ストレスチェック(予算額:63,000円)」や「教職員等健康診断委託(予算額:426,000円)」をそれぞれ町の一般財源により予算計上していました。

「労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)」第7章「健康の保持増進のための措置」第66条に規定する「健康診断」によると「事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。」と規定されていることから、町教育委員会と教職員との関係性について確認したところ、県内教職員間の賃金格差が生じないよう、教職員給与等に関しては県教育委員会が負担し、サービスは所属自治体に帰属することから町教育委員会においては、県内の他自治体と福

利厚生面における格差が生じないよう予算獲得には非常に苦慮しているとのことでした。

県教育委員会と町教育委員会との関係性等に言及するものではありませんし、これに至る経緯もあつたものとは理解するところではありますが、これらの事業は「学校保健安全法（昭和 33 年 法律第 56 号）」に基づく事業であることから、この法律の第 3 条に規定される財政上の措置や、その他必要な施策を講ずるよう県教育委員会などの関係機関に働きかける必要があるものと考えます。

(4) 愛川町立中津小学校用地借料について（教育総務課）

この借料は、個人地主と賃貸借により契約し、学校用地の一部としているもので、当該地所に相続が発生したものの、新たに地主となられた方の理解も得られ、現在も賃貸借契約は継続中とのことでした。

学校用地は、児童、生徒の教育の場であること、非常時には地域住民の方々の避難場所の用に供する一面を有していることなど、総合的に判断いたしますと、町有地であることが望ましいと考えます。

新たに地主となられた方との信頼関係の構築と併せて、引き続き、用地の買収に向け、粘り強く交渉され、教育財産の安定性を図るため、町有地としての確保に努められるよう要望します。

(5) 学校備品監査について（教育総務課）

今回、学校教育現場における備品の管理状況について、9 校ある町立小中学校の中から愛川中学校を抽出し監査を実施いたしました。

実施内容は、定期監査の対象としている令和 3 年 4 月から 12 月までの間に購入した備品に係る支出負担行為書と備品台帳の照合、さらには、現地にて備品台帳と購入物品の突合と併せ保管状況を確認いたしました。

監査の結果、愛川中学校の備品は概ね適切に管理されていることを確認いたしましたので、引き続き適切な備品管理に努められるよう要望いたします。

また、中学校に備え付けの備品台帳は「No.（整理番号）」、「備品番号」、「購入年月日」、「財源」、「教科区分」、「品名」、「規格」、「購入金額」、「業者」、「備考（保管場所）」などの記載項目が設けられ、必要事項が記載され、管理されておりましたが、これらの項目に「耐用年数」、「耐用年数を満了せずに廃棄した理由」などの項目を加えると、計画的な学校備品の購入や、児童、生徒や職員の備品の取り扱い方の意識啓発につながるなど、有効に作用するものと考えますので是非、御検討ください。

(6) 生涯学習推進事業運営費補助金について（生涯学習課）

この補助金は、地域における生涯学習の機運を高めることを目的とした各種講座、教室、講習会を開催する春日台区に対し、その会場となる「春日台会館」の維持管理に要する費用の一部を含め、補助しているものです。

この「春日台会館」は町有地に建築されておりますが、建築物の所有者等、権利関係は不明であり、担当課では、この建築物を占有して利用している春日台区を所有者と見なしているとのことでした。

担当課においては、この「春日台会館」に限らず、町内の行政区・自治会、町内会などの利用する地域集会施設や地域公民館施設などの修繕の際には補助金を交付するなど、行政区・自治会活動の支援に努めておりますが、こうした地域集会施設などの土地や建築物等の権利関係は特段、把握されていないようでありますので、まずは、早期のうちにこれらを確認、把握されるなど、地域活動に欠くことのできない活動拠点の維持増進に努められるなど、地域コミュニティ活動が持続可能なものとなるよう、きめの細かい支援を要望いたします。

(7) 「ラグビー教室」、「サッカー教室」について（スポーツ・文化振興課）

コロナ禍の影響により中止となった「2021あいかわスポーツ・レクリエーション・フェスティバル」の代替え事業として令和3年11月21日（日）、三増陸上競技場において「ラグビー教室」を開催、また、3月には「サッカー教室」の開催を予定しているとのことでした。

「ラグビー教室」は定員30名程度を想定し、学校や町内スポーツ団体等を通じ、参加者を募り、講師としてラグビートップリーグの三菱重工相模原ダイナボアーズの選手等を招いて実施したとのこと、この教室に参加した町内の児童・生徒12名は初めて体験するスポーツを楽しんでいたとのことでした。

こうした、コロナ禍にあつて、地域の行政区・自治会の主要な行事が中止となっている中、スポーツを通じた大人と子どもの交流機会を創出することは非常に困難性を伴うものと認識しておりますが、担当課の掲げる「社会体育の振興や、町民の健康・体力づくり」の実現はもとより、多世代間の交流促進といった効果も期待されますことから、3月に予定している「サッカー教室」は情勢の許す限り、実施されることを望みます。

(8) 職員配置について（監査対象部局を含む町への意見）

スポーツ・文化振興課より提出された定期監査説明書の「職員配置表」

を確認したところ、スポーツ・文化振興班に1名の欠員を生じていました。

このことについて確認したところ、令和2年度中に所属職員が退職して以来、令和3年4月1日から欠員の状態が続いているとのことでした。

近年、さまざまな事情によって、中途退職する職員が後を絶たない状況にあるようで、欠員が生じた場合には、その仕事の穴を埋めることとなることから、職員一人一人の負担が増大することが懸念されます。

こうした状況は、他自治体においても同様な状況にあり、民間企業においてもコロナ禍による影響などから、辞職者数は例年よりも増加傾向にあるといった報道も目にするところでもあります。

これは、今回の定期監査の対象である町教育委員会だけではなく、町長事務部局を含む全庁的に同様の状況にあるものと認識しているところです。

常々、監査委員は定期監査などの際に監査対象部局等における職員配置状況、休暇取得状況のほか、時間外勤務の状況なども確認しておりますが、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ずることが常態化している状況、また、年次有給休暇の取得状況なども勘案いたしますと、各所管課の所掌事項や事務事業の量は配置されている職員の人数に見合うものとはなっていない印象を受けます。

こうした状況を認識され、「職員の任免、分限、懲戒、服務、勤務条件その他人事に関する事」を所掌する町総務部総務課が中心となって、町長事務部局をはじめとする各部局の所掌事項や事務事業の量を調査、把握され、事務事業執行の停滞が町民等の生活に影響を及ぼすことがないよう、また、近年の少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、育児や介護との両立など、働く側の職員の意識の多様化なども考慮しつつ、中長期の視点に立った町職員の人員適正化と、限られた人材のより合理的な配置の在り方などについて十分に検討するよう要望いたします。

(9) 公共施設の維持管理について（監査対象部局を含む町への意見）

町有施設に関する全庁的な意見として申し上げますが、今回の定期監査の対象としている町教育委員会は、小学校、中学校のほか、町文化会館などの文化教養施設を所管しています。

こうした施設を誰もが皆、安心して安全に利用することができるよう、また、施設の持つ機能を損なうことのないよう、各施設の所管課は、いずれも施設の設備機器類の保守点検、維持管理業務を専門的な知識を有する業者と委託契約を締結し適切な維持管理に努めておりました。

施設の点検結果、あるいは維持管理状況などについては報告書にまとめ

させ、当該報告書の提出をもって、委託業務の完成とし検査・検収のうえ、委託料を支払っています。

この報告書は、委託業務完成の証拠書類に留まらず、その施設の修繕計画や長期的な展望に立った維持管理計画を策定する際には、有効な資料として活用できるものと考えており、実際にこの報告書により不具合が報告された場合、必要な対策を講じている実情もあり、報告書が活用されていることが確認できました。

今後も施設に不具合が生じた場合には、どんなに小さな不具合であっても見過ごすことなく、大事に至る前に適時適切な対応を心がけられ、施設管理不行き届きが原因となるような事故が発生することのないよう、更なる良好な施設の維持管理に努めていただくよう要望いたします。